

倶楽部たより

2021 年 4 月

つるま法律倶楽部



東日本大震災から10年が経ちました。今年の3月に、復興に対しての実感を聞いたある調査がありました。それによると、復興を「実感する」と「実感しない」の回答は、ほぼ半数ずつでした。「実感する」と答えた人は、表面的な復興をあげ、「実感しない」と答えた人は、普段の復興報道では取り上げられない深刻な被害の地域や放射線の汚染地域での震災後と変わらない状況、また、精神的なケアの不足もあげています。復興の最大の障害は、いうまでもなく原発事故です。現在世界で稼働中の原発は443基あります。2011年の東日本大震災前から比べても減っていません。原発は核兵器と同様に危険な施設といっても過言ではありません。一日も早く核兵器と共に世界から原発がなくなる日を目指し、声を上げ続けていかなければならないと思います。セミナールームで今回表紙のイラストを描いて頂いた茶畑さんの展覧会を開きます。お楽しみに。

つるま法律倶楽部世話人 仲野 丘人

茶畑 和也の 「いろんなハートの小さな展覧会」

日時 2021年5月11日(火)～16日(日)
10時～17時(初日13時より、最終日15時まで)

会場 ピーぷるセミナールーム 鶴舞総合法律事務所となり

2011東日本大震災後の3月28日からハートのイラストを1日1点描いています。3月30日現在ハートは3657点。この日を忘れないようにこれからも続けたいと思います。お時間ありましたらお寄りください。初日、最終日は会場にいる予定です。イラスト約30点とポストカードなどを展示、販売いたします。

茶畑和也

判決速報解説

弁護士 小島 高志

生活保護引き下げ違憲訴訟

大阪地裁R3・2・22

2013年8月から3年にわたって生活扶助基準が引き下げられ生活扶助費が減額されたことに対し、全国で約1000人の原告が28都道府県の裁判所で、減額処分の取り消しを求める訴訟の2つめの判決が大阪地裁で言い渡された。

この切り下げは、社会保障審議会の生活保護基準部会の審議を経て、厚労大臣がCPIと呼ばれる独自の指数を用いてデフレ調整を行った結果であった。基準部会による生活扶助費の減は総額約90億円、厚労省独自のデフレ調整による減が総額約580億円、合計約670億円である。

大阪地裁判決は、最低限の生活とは「健康で文化的な生活水準を維持できるものでなければならない」（生活保護法3条）とし「保護基準は…年齢別、性別、世帯構成別、…地域別その他の保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつこれを超えないものでなければならない」

（同法8条2項）という観点から、切り下げ処分に至る経過と合理性を丹念に検証した。そして消費者物価指数の下落率（-2.35%）よりも著しく大きい下落率（-4.78%）を基に改定率を設定した点で裁量権の逸脱又はその濫用があると結論し、生活扶助費切り下げ処分は生活保護法に違反するとして処分を取り消した。

生活扶助は決して十分とは思えない現状の中、少なくとも不合理な切り下げは違法と判断した当判決には画期的な意義がある。今後続々と各地で判決が予定される。注目してゆこう。

（追）本稿の後3月29日、札幌地裁は、行政の裁量権を広く認め、生活扶助費引き下げに違法はないとして、原告らの請求を退ける判決を下した。

同性婚問題違憲判決

札幌地裁R3・3・17

この訴訟は、同性愛者が同性同士の婚姻届の受理を拒否されたことから、現行民法と戸籍法は憲法13条（幸福追求権）、14条（法の下での平等）、24条（家族生活における個人の尊厳と両性の平等）に違反し、同性婚を保護すべき立法措置が講じられていないとして慰謝料の支払を求めたものである。

判決は原告の請求を全て棄却した。訴訟的には原告の全面敗訴である。判決理由にこそ意味がある。

＜婚姻とは何か＞ 判決は、封建的家父長制を基礎としていた明治憲法下の旧民法にまで遡って法的婚姻について考察し、婚姻は男女が共同生活を送ることを意味し、必ずしも子を残すことを必要不可欠の条件としていなかったと喝破する。さらに現憲法24条が定める婚姻制度を論じ憲法24条は同性婚を否定する趣旨ではないから、現行法が直ちに憲法24条に違反するとはいえないと結論づける。

＜同性婚は認められるか＞ 判決は、同性愛がかつて異常、障害、精神疾患とみられたこと、その認識は正しくなかったこと、同性愛に対する尊重の認識が進んできたことと認定し、外国や我が国地方自治体では同性の共同生活をパートナーシップ制度として法認する例があることも認定した。ただ同性婚には特有の問題があるとし、同性婚のあり方は総合的に判断すべきであり、立法によって定められるべきものとする。

＜何が違憲か＞ とはいえ、同性の真摯な共同生活が、男女の婚姻・共同生活に与えられている様々な保障の「一部ですらもこれを享受できない」状態とされていることは、不合理な差別であって憲法14条の法の下での平等に反し、この点で憲法違反に当たるとした。

国民意識その他の状況から見れば、国会が未だ法的措置を講じていないことを違法とまではいえないと判断して、慰謝料の請求を認めなかった。

判決理由は婚姻制度、同性愛の共同生活の尊重について種々の認定をしている。どんな立場をとるかを問わず、一読をお勧めする。

最近の相談と以前読んだ本から

弁護士 石塚 徹

1 最近の相談からーコロナに感染

今年になって突然、かつての依頼者（Aさん）が「コロナに感染して入院した」との連絡が来ました。このAさんは、15年ほど前から事件や遺言書作成にかかわってきた独居の男性です。今年81歳。

すぐ、病院に連絡するもコロナだから面会は無理とのこと。でも、コロナが治り面会の許可が出て会えました。すっかり衰えて車椅子生活になっていました。コロナに罹る前は、一人で買い物に行き、何でも一人で出来ていたのに、歩くこともできなくなっていました。このままでは、自宅へ帰っての生活は無理で施設入所しかないかもしれないと看護師さんに言われました。私はAさんから財産管理の依頼を受け、一般社団法人権利擁護支え合うぴーぷるの支援を受ける体勢を整えてAさんの快復を待つことにしました。

先日、私はAさんに面会しました。するとAさんは、まだ歩けないものの「早く自宅に帰りたい。」と強い意欲を示し、リハビリを頑張って取り組むと言いました。このような意欲があれば、施設ではなく自宅での生活もできるようになるかもしれないと希望がもてました。

今後、任意後見制度の利用もしながら、Aさんの豊かな老後の生活をつくってあげたいと思っています。

2 以前読んだ本からー

「父という余分なものーサルに探る文明の起源」山極 寿一著（新潮文庫）

かなり以前に読んだ本ですが、「人間の家族」というものについて考えさせられた本です。著者は、京都大学の総長や日本学術会議の会長などを歴任し、ゴリラの研究で有名な学者です。

著者によれば、父母や祖父母、子や孫という単位の家族を形成しているのは人類だけだとのこと。特に「父」というものの存在について、「子どもと生物学的きずなをもたない男が、これほど確固とした地位を与えられている社会は、人類以外の霊長類には見られない。人類の文化は父親という社会的存在を創造することによって、家族というたくましい社会単位をつくり上げたのである。」とのことである。

そして、「本書のタイトルにした『父という余分なもの』は、逆説的で挑発的な意味を含んでいる。人間以外の動物は父という存在を常に必要とはしていない。しかも、多くの動物のオスは子孫に遺伝子を提供する以上の貢献をしていない。それにはオスであればいい。父親という社会的な役割は必要ないのだ。なぜ、人間の社会は他の動物には不要な父という存在にこだわり続けてきたのだろうか。」と問題提起をしている。この問題は、是非本書を読んで考えてみてください。

最後に、これからの人間と社会について、「共同の子育て、父親、家族、共同体といったつながりをもう一度考え直すことが、今後の豊かな社会づくりに欠かせないのではなからうか。IT時代を迎え、人々は便利な技術に頼って効率ばかりを追い求めている。しかし、人間の社会はそもそも効率化を目指して組立られたわけではない。むしろ、頭でっかちで成長の遅い子供をたっぷりと時間をかけて育てるという、効率化とは逆の方向で作られたのである。そこに人間の豊かさと幸福が宿る。古き時代に戻ろうというのではない。人間の進化を突き動かしてきた舵を見失ってはいけないということ言いたいわけである。」と言う。この言葉は重要なメッセージだと思います。

家族が亡くなった後に必要な手続②

弁護士 廣田 真紀

家族が亡くなった後にやることといえば、「葬儀」を思い浮かべる方が多いでしょう。しかし、葬儀以外にもやらなければならない手続は多々あります。

家族が亡くなった悲しみの中でもスムーズに手続ができるように、死亡後に必要な手続について解説します。第2回目となる本稿は、家族の死後、落ち着いてから行う手続についてのお話です。

☆ 死後、落ち着いてから行う手続

①電気・ガス・水道・電話等の契約の変更、解約

亡くなった方が契約者となっていた場合は、契約者・引落口座の変更や解約手続が必要です。クレジットカードやインターネット契約も忘れずに手続を行いましょう。

②所得税の準確定申告

(死亡の事実を知った日の翌日から4カ月以内)

亡くなった方が自営業者であったり、給与や退職金以外の所得があった場合など確定申告が必要であったときは、相続人は亡くなった方の代わりに所得税の準確定申告を行う必要があります。期限は亡くなったことを知った日の翌日から4カ月以内です。

公的年金等による収入が400万円以下で他の所得も20万円以下しかない場合は準確定申告の必要はありません。

③葬祭費・埋葬料の申請

(葬儀を執り行った日の翌日から2年以内)

葬儀を執り行った喪主等には申請により葬祭費又は埋葬費が支給されます。亡くなった方が国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入していた場合には、市町村役場の窓口で葬祭費の申請を行いましょう。金額は市町村によって異なりますが、名古屋市では5万円が支給されます。亡くなった方が会社員等で健康保険に加入していた場合には、勤務先の協会けんぽや健康保険組合に申請をすることで埋葬費が支給されます。金額は定額で5万円です。

④婚姻前の名字に戻したいときー復氏届の提出

夫婦の一方が亡くなった場合で、残された配偶者が婚姻により姓を変更していたときは、市町村役場に「復氏届」を提出することで、名字を旧姓に戻すことができます。提出期限はありません。

ただし、残された配偶者と子どもでは必要な手続が異なります。子どもの名字も変更する場合には、別途、家庭裁判所に「子の氏の変更許可申立書」を提出し、許可審判を受けることが必要です。

⑤義理の親族との関係を終了させたいときー姻族関係終了届の提出

妻から見た場合の夫の両親・兄弟など、一方の配偶者と他方の配偶者の血族との関係を姻族関係といいます。

配偶者が亡くなっても姻族関係は終了しないため、残された配偶者は、義理の両親等の扶養義務を負います。義理の両親等との関係を切りたい場合には、姻族関係終了届を市町村役場に提出する必要があります。なお、姻族関係終了届は残された配偶者が単独で行うことができ、亡くなった配偶者の親族の同意は不要です。また、この手続ができるのは残された配偶者のみで、亡くなった配偶者の親族側でこの届出をすることはできません。



福井刑務所慰問

弁護士 安井 一大

2021年2月26日に、福井刑務所へ慰問に行きました。内容は、漫才と、就業支援等についての講話の2部構成です。

私は個人的に、学生時代からお笑いサークルに所属して漫才やコントなどしており、現在も坂井弁護士という相方と漫才をすることがあります。今回もその一環で、福井刑務所に迎えていただきました。

福井刑務所の所長いわく、そもそも弁護士による慰問というのが珍しいそうで、弁護士かつ漫才での慰問というのは初めてだそうです。

慰問は、舞台のある講堂のようなところで行いました。まずは漫才から行いました。ただ、新型コロナウイルス感染対策のため、広い講堂にパイプ椅子が20脚ほど間隔をおき、舞台からも距離が取られていました。壁側には刑務官の方々が見張っていました。受刑者の方々は、普段は私語を慎むように言われ、歯を出してはならないなどの指導を受けているそうです。このような状況でも、笑いを生み、社会復帰の一助となりたかったのですが、現実には厳しく全くウケませんでした。今後も精進するしかありません。

講話では、坂井弁護士が、経歴や、社会復帰後の就労支援について話をしました。坂井弁護士は、人間関係がうまくいかず高校を中退して別の高校に入学し、高校卒業後にNSCというお笑いの養成所へ行くもうまくいかずお笑いの道を諦め、一念発起して大学へ進学して弁護士になったという経歴の持ち主です。大きな挫折をしても周りの支えもあり弁護士になることができたということで、受刑者の方々に対しても挫折を乗り越えて社会復帰して欲しいという思いを伝えていました。

後から、受刑者の方の感想を一つ聞くことができました。その方も高校を中退した経験があるそうで、社会復帰に向けてがんばろうと思った旨をうかがいました。漫才も生で見るのは初めてなので良い経験になったとのことでした。

大変貴重な体験をさせていただきました。もし可能なら、また改めて慰問へ行き、今度はきちんと笑いをかつさらいたいと思います。



(右) 安井弁護士

地元の弁護士・税理士・ 司法書士による無料相談会

- ◆日時：4月28日（水）
13時30分～20時（要予約）
- ◆場所：名古屋市高齢者就業支援センター
4階 第1研修室

つるま法律倶楽部に集う弁護士・税理士・司法書士が一堂に会しますので、法律のことや税金のことなどもまとめて相談できます。
＜詳細は同封のチラシをご覧ください＞

学習会

コロナ感染すると生活が一変

『コロナで考えよう高齢者生活！』

- ◆日時：4月27日（火）
13時30分～15時30分
- ◆場所：名古屋市高齢者就業支援センター
4階 第1研修室
- ◆参加無料（要予約）

今から知っておきたい法律知識と生活支援について、事例を交えての弁護士による学習会（遺言・後見等）を行います。終了後には個別相談も行います。

最近の相談と事件から

弁護士 小島 高志

◇家具付きマンション

Q 1ー所有するマンションの入居者募集と管理をM社に委託しました。家具付きマンションとして貸せば入居率が高くなり家賃収入が確保しやすくなる、家具はM社が見繕って準備するシステムにするということでした。ところが管理委託を解約することにしたら、M社はマンション内の家具を買い取れ、代金として30万円の金銭を払えといひます。払わねばなりませんか。

A 1ー支払う必要はありません。なるほど入居率が高くなれば、大家さんの利益にもなりますが、M社の手数料収入も上がります。室内家具はM社の収入増に貢献するものとしてM社の判断と費用で準備、設置したものですから、家具撤去の義務がありこそすれ、大家さんに家具の費用を請求することはできないと考えられます。



◇家族の介護労働と寄与分

Q 2ー夫が身体の不自由と認知症の進行で、本来なら介護施設に入所させなければならない状態です。しかし適当な施設がなく、娘が自宅で夫の起居、動作、寝食、声かけなど全て、つきっきりで介護をやってくれています。このままにしておいていいですか。夫に万一のことがあった場合どうなりますか。子どもたちの仲は余りよくありません。

A 2ーうかがえば、娘さんの介護は家族間の通常の助け合いの程度を超えています。それによって施設入所費用を支出しないで済んでいます。相続が発生すれば、娘さんは被相続人の財産の維持・増加に特別の寄与をしたとして寄与分が認められ、法定相続分とは別に相続財産から寄与分相当の財産を取得することができます。とはいえ、相続の実際場面では、寄与分の存否、程度が争いになり、過大な感情的な対立が生じてしまうことがあります。辛い事態を避ける対策を考えましょう。

遺言で寄与分を指定しておくことはできます。ただ、将来を見越して、どの程度の寄与分を定めればよいかの判断は難しいところがあります。

将来の紛争防止のため、現時点で、介護の程度に見合うお礼を娘さんに払っておく方法もあります。それによって寄与分は精算済みとしておくのです。お礼の額の決め方は施設入所費用の節約分を基準とする方法や介護時間給（日当）×介護時間（日数）を基準とする方法があります。通常家族間の善意の介護は金銭に換算しなくいいですが、それを超える特別の寄与があればそれを正當に評価されるべきです。

『ガーデンカフェやっちゃんち』で茶話会&法律相談会を行っています！

ガーデンカフェやっちゃんち（昭和区八事本町31-4）では、月1回（第3火曜日午前10時～12時）茶話会&無料法律相談会を行っています。コーヒーなどを飲みながら（飲み物代300円）ご相談いただけます。

4月20日（火）の茶話会のテーマは「日本国憲法の成り立ちを学ぼう」です。茶話会後に個別相談もできますので、お気軽にお越しください。



国会での危険な動き ー病院のベッドが減らされる！

今の国会に政府は「病床削減推進法案」を提出し、審議が始まりました。統廃合や病床(ベッド)数を減らした医療機関に全額国費で「給付金」を出し、削減を加速させるといいます。政府は、2025年度までに救急を中心に約20万床を削減する方針をもっています。このコロナ禍にあって逼迫する医療機関にとり、必要なことは医療

設備を拡充し、医療従事者の数を増やしその待遇を良くすることであることは誰の目にも明らかです。政府の動きは、全く逆向きの暴挙だと言わざるを得ません。すでに、大きく削減されてきた保健所・保健師の現状がコロナへの対応で重大な障害になっていたことも指摘されています。それを、さらに加速する政府の法案は、なんとしても否決・廃案に追い込むべきでしょう。

弁護士 石塚 徹

インターネットビジネスは様々な問題を 引き起こしている。

最近、オーストラリアでこんな事件があった。同国ではフェイスブック普及率が9割に及ぶと聞く。ネット広告で収入を飛躍的に伸ばしているのがグーグルとフェイスブックである。グーグル等のリンクで報道機関のオリジナル記事が表示される。これに伴い豪州報道機関の広告収入が激減し新聞の廃刊等が出ている。そこで政府は、一定規模以上のIT大手に対し報道機関の記事の表示に対し使用料の支払いを義務づけることになる法案(「ニュースメディア・デジタルプラットフォーム契約義務化法」)を策定した。グーグルとフェイスブックはこれに反論、抗議した。フェイスブックは、抗議のためとして、もし法案が通れば、豪州の報道機関がフェイスブックに記事

を投稿すること、海外報道機関のものを含めてニュース記事を豪州国内利用者が閲覧すること、海外の利用者が豪州の報道機関の記事を閲覧することを、いずれも全てブロックすると発表した。

コロナウイルスパンデミックで一層の情報の必要性が叫ばれている最中の出来事である。フェイスブックの対応は激しい国際的批判を浴びた。グーグルは先んじて政府案に折れ合って報道機関と使用料交渉に入る方向に舵をとっていた。

結局、政府は譲歩し、グーグルもフェイスブックも応じ、2月27日、一部修正した法案が可決された。一定の条件を満たす報道機関に限る記事についてはあるが、オリジナル記事の表示に使用料支払義務を課す世界初の法律だという。

ただしこれで一件落着とはならない。インターネットに関する課題はとても多い。

弁護士 小島 高志

◆◇ 小野万里子法律事務所 移転のお知らせ ◇◆

4月1日より小野万里子法律事務所が丸の内へ移転することとなりました。電話番号とFAX番号の変更はありません。

＜新事務所＞〒460-0002 名古屋市中区丸の内3丁目5番35号
弁護士ビル202号室

TEL (052) 957-3555 FAX (052) 957-3559

(地下鉄「市役所」駅③番出口から徒歩6分/地下鉄「久屋大通」駅から徒歩5分)



★ 法律倶楽部 行事報告 ★

昨年末に、法律事務所と同じフロアー4C室にセミナールームがオープンしました。石塚弁護士の憲法カフェや倶楽部会員さんが講師になり多彩なセミナーが開催されています。法律倶楽部会員の皆様のご参加をお待ちしています。今後のセミナー案内は同封のチラシをご覧ください。セミナールームの貸出も可能です。(定員20名、2時間 1,000円)

憲法カフェのご案内🍷 毎月第4月曜日午前10時～12時

1月「憲法って何だろう?」、2月「基本的人権って何?」、3月「ジェンダー平等問題」を行いました。

4月からの憲法カフェは、日本国憲法の全体像を何回か連続で見えていきます。4月26日は「日本国憲法の制定史」です。お気軽にご参加ください。



東山植物園散策ツアー

3/27(土)は絶好の散策日和で桜も満開で迎えてくれました。

案内人 武藤雅江さん(法律倶楽部会員)のお話を聞きながら 11名で散策を楽しみました。

マスクの着用はもちろん、お互いの間隔を十分とって感染対策もバッチリです。武藤さんのお話を聞かなければ見過ごしてしまう植物もたくさんありました。

春の風の中ちょっと贅沢な時間を過ごしました。

次回は6/27(土)の予定です。
アジサイが美しい頃でしょうか。



子育てママの知って

おきたいセミナー



〈第1回：子供の歯と食育〉

3/11(木)、講師は、はっとり歯科クリニック院長 服部哲雄先生(法律倶楽部会員)、5人のお子様連れのママたちが参加しました。

参加されたママより「普段の子供の口腔ケアだけではなく、災害時のケアも聞けてとても勉強になりました。続編があればぜひ参加したいです。」との感想をいただきました。



° ◆新連続セミナーのご案内◆ °

◆コミュニケーション研修(全5回) 10～11時半

講師 岩井 裕さん

- 【第1回】4月17日(土)「価値の確認と価値観の多様性」
- 【第2回】5月15日(土)「自己理解と個人の感性」
- 【第3回】6月19日(土)「個人の特性と思考のクセ」
- 【第4回】7月17日(土)「コミュニケーションの8分野」
- 【第5回】9月18日(土)「育成のための面接技法スキル」

◆子育てを楽しくする講座(全4回) 10～11時半

講師 水谷 暎子さん

- 【第1回】5月11日(火)「赤ちゃんから豊かな音楽を」
- 【第2回】6月 8日(火)「0.1.2歳の成長と生活」
- 【第3回】7月13日(火)「丈夫でしなやかな体づくり」
- 【第4回】8月10日(火)「日本の伝統行事を家庭で楽しむ」

◆マスクを華やかに(全4回)

18～19時半

講師 仲野 厚美さん

- 【第1回】5月28日(金)「マスクチャーム作り」
- 【第2回】6月25日(金)「マスクストラップ作り」
- 【第3回】7月30日(金)「マスククリップ作り」
- 【第4回】8月27日(金)「マスクケース作り」

セミナー参加者から.....

法律倶楽部会員 舟橋 節子さん

法律事務所の隣に一般社団法人権利擁護・支え合うぴーぷるが昨年11月に設立され、同時にセミナーが多種多様にセミナールームで企画されました。月を経るごとにユニークなセミナーの企画が増えてきています。スタッフの皆さんの心意気が感じられるセミナーの数々です。

私はといえば、日々衰える体力に不安を感じていたところ、「いきいき体操」を薦められて体験参加しまして、すっかりはまっています。椅子にかけての体操ですが、体中がほぐされ脳トレもありで、よどんでいた血液が全身に流れだすような爽快感を感じています。

また、「いきいきフラワー教室」は先生からその日に使用する数種の花の特徴や色の合わせ方、海外での扱われ方など楽しいお話を聞きながらアレンジメントフラワーを作成します。完成品はリビングに置いて日々癒やされています。

昨今、日本のジェンダーギャップ指数が121位(153カ国)と大きな話題になりました。女性差別問題、フラワーデモなど女性の人権についてのニュースや書籍類も多くなりました。ジェンダー格差がどこに問題があるのか、憲法カフェで学んでみたいと思い参加しました。石塚弁護士が法律について、時々の事件などを具体例に分かり易く解説して頂けます。男女格差のない社会を願って、遅ればせながら学ばせていただきたいと思います。

高齢期を迎え、身近な地域で相談できるところができ、コミュニティセンターの役割も担うような場所ができて嬉しく思います。

会員リンク

山菜採り

成田 賢太郎

蔭の藪(ふきのとう)・タケノコ・わらび・タラの芽・
こしあぶら・ふき・山ウド・ワサビ・コゴミ

風薫るこの季節、恵那市の道の駅でフキノトウを見つけた！
帰宅後早速、天ぷら・フキ味噌を味わった。
家の近くでもワラビ・タラの芽・こしあぶら・フキ・ウドなどを摘むことができるが、やはり香り豊かな「子ノ原高原」の山菜を採って食べるのが最高。

＜乗鞍岳南西中腹標高 1600m に位置する子ノ原高原は、乗鞍岳、御嶽山が一望できる眺めが美しく、貴重な自然が残っている高原です。レンゲツツジの美しいことで知られている高原でもあり、レンゲツツジ群生は、県の指定天然記念物で、6月中旬から高原一体を真赤に染めます。別荘地もあり、夏は避暑地になり、近くには、温泉やキャンプ場もありファミリーでも楽しむことができます＞

子の原高原 <レンゲツツジと乗鞍岳>



新型コロナウイルスと保険金請求の現状

みらい保険事務所 仲野 丘人

保険会社各社は、新型コロナウイルス感染症に対し給付金の支払い対象を拡大してきています。

昨年12月に感染したお客様の時は、支払い事例もわずかで、保険会社の給付金の請求に必要な書類や保健所に確認する手段もなく、給付が認められるまで粘り強く交渉し時間がかかる状況でした。結果給付金が支払われ、現在は保険会社から保健所に対しての証明依頼書等、保険金請求に必要な書類のフォーマットも作成され、給付に対する手続きもかなりスムーズになりました。

【お問合せ先】TEL (052) 842-4144 ・FAX (052) 848-6303

つるま法律倶楽部会員みなさまへ

～無料法律相談をお気軽にご利用下さい～

◎相談受付 平日 午前10時～午後6時

第2土曜日（午前10時～12時）、第4土曜日（午後1時～3時）

上記時間外の相談についても対応させていただきます。

事前に必ず電話予約（受付時間 平日午前9時～午後6時）を
お願いします。

◎電話相談 簡単に短時間の相談は、電話でもお受けします。

◎会員さんに紹介された方も、初回に限り30分の無料相談が受けられます。

セミナールームでの土曜無料法律相談

遺言・相続・後見	セミナー ルーム	第1、第3土曜 午後1時～3時 1人30分程度	弁護士 小島 高志	前日までに予約 空きがあれば当日でも可能
----------	-------------	-------------------------------	--------------	-------------------------

★労働条件切り下げ、リストラ、解雇、差別、生活苦、虐待（DV）、相続、コロナうつ、債務返済困難、廃業、治安不穏、犯罪、様々な問題が生じてます。お困りごとがありましたらお気軽にご相談ください。

★昨年来、日程を延期している「法律倶楽部設立 30 周年ランチパーティ」「夢の室堂（雪の大回廊）憧れの黒部トロッコ列車2泊3日バスツアー」企画は、3月の法律倶楽部世話人会で検討しましたが、残念ながら現状では日程を入れることはできませんでした。

★秋の日帰りバスツアーは、昨年好評につき引き続き第二弾、古都奈良バスツアーを田中 亨さんのご案内で企画していきます。次回倶楽部たより夏号に詳細は掲載予定です。お楽しみに。

★★ 鶴舞総合法律事務所の事務局を募集中です ★★

人の話を聞くことが好きな方、法律に少し興味がある方、パソコンができる方等のご応募をお待ちしています。ご家族やお知り合いの方にお声をかけていただけるとありがたいです。詳細は事務所へお問い合わせください。

つるま法律倶楽部会費納入のお願い

今年度（2020. 6～2021. 5）年会費が未納入の方には郵便局振込用紙を同封させていただきます。ご確認をお願いいたします。尚、住所変更、退会等のご連絡をお願いいたします。

—— 編集後記 ——

事務所から徒歩10分のところに、こども食堂「つなぐハウス」が昨年できました。だれでもドリンク付き平日ランチ350円はご近所の高齢者の方にも大好評。しかし、昨年来のコロナ禍で活動も制限され運営は大変とのこと。自転車を購入しました。新車に乗って地域の社会福祉協議会、いきいき支援センター、顧問先の保育園等出かけたいと思っています。こども食堂の活動内容はホームページ（<http://tunagu-kodomo-mirai.com/>）をご覧ください。

鶴舞総合法律事務所

〒466-0015 名古屋市昭和区御器所通三丁目18番地

エスティプラザ御器所4F

TEL (052) 852-1220 / FAX (052) 852-1227

<低山歩こう会>

今年度の開催は

未定です。

決まり次第お知らせします。

